

美作岡山道路建設に伴う建設発生土の受入等希望者募集要項

1. 趣旨

現在、岡山市では美作岡山道路の建設事業を推進しており、切土・盛土工事等を実施している。美作岡山道路は、山陽自動車道や中国縦貫自動車道と一体となって県内の環状高速道路網を形成し、美作圏域と岡山圏域の広域的な交流促進、沿道地域の活性化等へ寄与することを目的として整備する地域高規格道路であり、早期完成が望まれている。

このうち、岡山市は岡山市東区瀬戸町塩納～瀬戸町南方間の延長約 1.2km の区間を整備する。

今年度、建設発生土が約 15,100 m³発生する予定である。

通常、建設発生土は現場内利用や他の公共事業への流用により有効利用が図られているが、当事業の建設発生土量が非常に多いことで、工事の円滑な実施に支障をきたす恐れがあり、さらに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行っていきたいと考えている。

そこで、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地とすること、あるいは採石や採土が行われる事業場等における建設資材として再利用していただくことで、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えている。

2. 募集内容

- ① 建設発生土受入地（工事現場から運搬距離約 30km 以内）：岡山市にて建設発生土を運搬
- ② 建設発生土受入地（工事現場から運搬距離約 30km を超える岡山県内）
：建設発生土受入希望者（以下「希望者」という。）にて建設発生土を運搬

3. 受入先を募集する建設発生土

(1) 発生場所：岡山市東区瀬戸町塩納地内

(2) 発生予定時期及び発生予定土量：

令和 7 年 10 月頃～ 令和 8 年 1 月頃 約 15,100m³

※ただし、諸事情により、発生予定土量は変動することがあるため詳細な発生予定時期及び発生予定土量については、別途協議とする。

(3) 発生想定土質：中硬岩の発破による概ね 30cm 程度以下の岩砕。

4. 応募要件

(1) 応募できる方

- ① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約 30km 以内）

令和 7 年 10 月頃から令和 8 年 1 月頃の間で、埋立等の土地造成を予定しており、工事現場から運搬距離約 30km 以内に土地を所有あるいは貸借されている方（官公庁を含む）。若しくは土地所有者、土地貸借者から埋立等の設計・施工を請負った方。（貸借の場合は、所有者の同意が必要。）

（設計・施工の請負者の場合は、所有者、貸借者の同意が必要。）

また、工事現場から運搬距離約 30km 以内に受入地となる事業場を有しており、建設発生土を建設資材として再利用が可能な方。

② 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約 30km を超える岡山県内）

令和 7 年 1 0 月頃から令和 8 年 1 月頃の間で、埋立等の土地造成を予定している岡山県内に土地を所有あるいは貸借している方（官公庁を含む）。若しくは土地所有者、土地貸借者から埋立等の設計・施工を請負った方のうち、建設発生土を当工事現場（以下「搬出場所」という。）にて受取・運搬が可能な方。

（貸借の場合は、所有者の同意が必要。）

（設計・施工の請負者の場合は、所有者、貸借者の同意が必要。）

また、岡山県内に受入地となる事業場を有し、建設発生土を建設資材として再利用が可能であり、建設発生土を搬出場所にて受取・運搬が可能な方。

なお、①から②まで、土地所有者、土地貸借者及び設計・施工の請負者あるいは事業者が暴力団員又は暴力団員が実質的に経営を支配する会社等でないこと。

(2) 土地の要件

① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約 30km 以内）

- ・岡山市等に所在する土地
- ・受入土量が原則約 1 5, 1 0 0 m³以上を対象
- ・大型ダンプトラック（10t 車）で土砂の搬入ができること。
- ・関係法令及び条例上、土地の形質変更が可能であること又は可能になる予定であること。
- ・搬出場所から受入地までの経路について、大型ダンプトラック（10t 車）が周辺的环境及び他の交通等に影響を及ぼすことなく、安全に通行できる幅員等が確保されていること。

② 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約 30km を超える岡山県内）

- ・岡山県内に所在する土地
- ・受入土量が原則約 1 5, 1 0 0 m³以上を対象
- ・大型ダンプトラック（10t 車）で土砂の搬入ができること。
- ・関係法令及び条例上、土地の形質変更が可能であること又は可能になる予定であること。
- ・搬出場所から受入地までの経路について、大型ダンプトラック（10t 車）が周辺的环境及び他の交通等に影響を及ぼすことなく、安全に通行できる幅員等が確保されていること。

(3) 建設発生土の受入要件

ア 運搬費用

①建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約 30km 以内）

【岡山市にて建設発生土を運搬】

イ 受入れに関する費用は無償

ウ 建設発生土受入地での受入れ時に必要な敷均し、転圧及び構造物の設置等に要する費

用は、希望者が全て負担すること。

エ 建設発生土は、岡山市都市整備局道路部美作岡山道路建設事務所発注工事の建設発生土搬入時期及び搬入時間に制限なしで受入れすること。

もし、工事現場まで建設発生土を受取りに来る場合は、美作岡山道路安全対策協議会で定める時期、時間及び工事関係車両運行条件等に従うこと。

オ 建設発生土は、発生した状態で受入れし、市が行う通常の残土処理の工程以外の分別作業を求めないこと。

カ 受入れを希望する建設発生土量は、最大受入希望土量であり、最大受入希望土量以下であっても建設発生土の受入れが可能であること。

5. 募集期間

令和7年6月10日（火）～令和7年7月10日（木）

※募集期間内であっても建設発生土が無くなった時点で受付を終了する。ただし、本工事現場からはその後も建設発生土が発生する予定であることから、募集期間終了後も継続して公募を行う予定である。

※募集期間外や計画中の受入地等であっても、随時協議には応じる。

6. 建設発生土受入希望等の申出手続

希望者は、次の（１）から（９）までの書類を１部、岡山市長に提出すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

- （１）建設発生土受入希望申出書（受入れの場合） （様式１）
- （２）関係法令及び条例上、受入等が可能であることを証明する許可書等の写し
（許可申請書に添付した土砂の流出対策、排水対策に関する図面を含む）
（取得中であれば取得後提出）
- （３）受入地あるいは仮置場（以下「受入地等」という。）の図面
（位置図、平面図、横断図等）
- （４）受入地等の現況写真
（受入地等の全景、建設発生土荷卸場所、進入路等）
- （５）受入地等の所有状況がわかる資料
（地籍図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等）
- （６）受入地等の埋立行為等の権原がわかる資料
（設計・施工の請負者の場合、土地所有者等との請負契約書の写し等）
- （７）誓約書 （様式２）（受入れの場合）
- （８）岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書 （様式３）
- （９）その他、岡山市が必要と認める書類

7. 建設発生土受入希望申出書等の提出先、提出期限、受付時間及び提出方法

- （１）建設発生土受入希望申出書等の提出先

岡山市東区瀬戸町瀬戸 45 番地（瀬戸支所 3 F）

美作岡山道路建設事務所

電話：086-952-1490

- (2) 建設発生土受入希望申出書等の提出期限
募集期間内で、受付中であれば随時可
- (3) 建設発生土受入希望申出書等の受付時間
9:00 から 17:00 まで（ただし、閉庁日（土、日、祝）を除く）
- (4) 建設発生土受入希望申出書等の提出方法
持参のみ

8. 建設発生土受入者を選定するための手順

以下の手順により希望者の中から受入者を選定する。

(1) 建設発生土受入先の調査及び確認

岡山市が、建設発生土受入地の土地の形状、周辺状況、運搬経路、運搬距離、関係法令等の調査及び確認のため、現地立会及びヒアリングを行い、応募要件に該当する者を候補者とする。

(2) 候補者の優先順位付けの基準

建設発生土が発生する工事現場から、候補者の各受入地までの運搬・処理費用、受入条件や施工性等の比較を行い、受入者を決定する。

この際、工事現場から受入箇所までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、岡山市の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

(3) 受入者の決定

候補者の上位の者から、順次、受入期間、受入量、関係法令の許可等や応募要件の再確認等を行い、全ての要件を満たす者を受入者と決定し、その結果について概ね 30 日以内に希望者に通知する。（様式 4、様式 5）

なお、選考にあたっては申し込み多数の場合など、条件を満たしても選考されない場合がある。

9. その他の留意事項

- (1) 建設発生土受入先の選定結果通知後、工事内容の変更により建設発生土の搬出量を確保できない場合がある。
- (2) 建設発生土受入先の選定結果通知後、他の公共事業に建設発生土搬出が必要となった場合は、建設発生土の搬出量を確保できない場合がある。
- (3) 受入地に搬入路を確保する必要がある場合は、受入者が用地買収または借地契約等を行うこと。
- (4) 建設発生土搬入完了後の管理は、受入者の責任において行うこと。
- (5) 建設発生土の受入れについて、苦情等が発生しないよう受入者の責任において、交通誘導員の配置など、地域住民への対応を行うこと。万が一、受入れが滞るようなことがあれば、建設発生土の搬出を中止することがある。
- (6) 受入者の決定後、受入れの途中においても応募要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入れが確認された場合または誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定を取り消し、それ以後の搬出は行わない。ただし、あらかじめ岡山市長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りでない。

(7) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で建設発生土の利用はできない。

また、不正な行為が発覚した場合は、建設発生土の搬出を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報する。

(8) この要項に定めのない事項については、その都度、受入者と岡山市が協議の上決定するものとする。